

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十二号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第八号中「及び」を「並びに」に改め、「事務長」の下に「及び第三十一条の七第三項に規定する副主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。